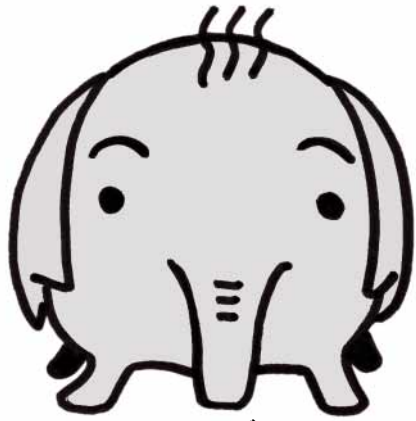


あきる野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画「中間報告書」がまとまりました

～皆さんの意見を募集します～



ヘラスゾウ



げん人くん

市および西秋川衛生組合の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(最終案)の策定に向け、「中間報告書」に対する市民の皆さんからの意見を募集します。

いただいた意見は、今後の計画策定の参考として活用します。なお、本計画書は、12月を目途に策定する予定です。

ごみ処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成10年3月に策定しました。しかし、策定後8年が経過し、収集方式が戸別収集になったこと、人口など社会環境の変化があったこと、老朽化した高尾清掃センターのごみ処理施設の更新が必要になったことを受けて、改定作業を行ってきました。ごみ処理は、ごみの発生から排出、収集、運搬、処理・処分、再生利用について、

総合的および長期的な視野に立った検討が必要で、また、中間処理、最終処分でも、西秋川衛生組合の組織団体である3市町村(あきる野市、日の出町、檜原村)で統一したごみ処理を行う必要があります。そこで、3市町村のごみ処理担当者や関係者との意見調整などを行い、ごみ処理基本計画「中間報告書」がまとまりました。

この報告書は、市民、事業者、行政の三者の連携・協力をもって、発生抑制・再資源化の目標を定め、循環型社会の実現をめざすことを目的としています。その具体的方策として、発生抑制・再資源化施策、収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画について基本方針を提案しています。

また、西秋川衛生組合の

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画も、今回併せて改訂作業を行い、中間報告書がまとまりました。内容は、3市町村のごみ処理基本計画をまとめたものとなっております。

意見の対象

- あきる野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画「中間報告書」
- 西秋川衛生組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画「中間報告書」

募集期間 10月2日(月)～25日(水)(必着)

提出方法 書式は、問いません。意見、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入し、送付(持参、FAX可)

電話によるご意見は、お受けできません。個人情報は、ご意見の内容をお尋ねする場合以外

には使用しません。閲覧場所 市情報公開コーナー(市役所4階)、五日市出張所、秋川図書館、東部図書館、五日市図書館、西秋川衛生組合高尾清掃センター(事務所)

市ホームページおよび西秋川衛生組合ホームページにも掲載しています。

提出・問合せ

- 環境課清掃リサイクル係 (〒197-0814) 二宮350、FAX558-1119、直通558-1830)
- 西秋川衛生組合高尾清掃センター(〒190-0154) 高尾521、FAX596-4592、☎596-4418、http://www.nishakigawa.or.jp

差し押さえた不動産を公売します

市では、滞納市税を徴収するため、差し押さえた不動産を公売します。

日時 11月14日(火) 午後1時～2時
場所 東京都庁第1本庁舎4階第1入札室
物件

- 所在...上ノ台133
 - 地目...畑
 - 地積...707平方メートル
 - 都市計画区域の別...市街化調整区域
- 見積価額 840万円(公売保証金84万円)

参加資格 取得しようとする農地を含めて3000平方メートル以上の農地を耕作している方
必要書類 買受適格証明書(10月10日(火)までに、あきる野市農業委員会へ申請が必要です) 詳しくは、市ホームページをご覧ください。
問合せ 収納課収納係(内線2443)へ

チャイムの時刻の変更

10月1日から、防災行政無線のチャイム放送時刻を午後4時30分に変更します。

10月の休日医科診療と歯科診療(急患の方) 往診はしません

期日	休日診療		準夜診療		歯科診療		
	受付時間	診療時間	受付時間	診療時間	受付・診療時間		
	9:00~11:45 13:00~16:45	9:00~12:00 13:00~17:00	17:00~21:45	17:00~22:00	9:00~12:00 13:00~17:00		
1日(日)	瀬戸岡医院 二宮 1 2 4 0 5 5 8 - 3 9 3 0	ななスキケンア 皮膚科クリニック 秋川 2 - 1 8 - 1 8 オースビル2F 5 5 0 - 7 7 7 0	高取歯科医院 五日市 5 5 5 9 6 - 0 0 4 8	8日(日)	伊藤整形外科 秋川 3 - 5 - 7 5 5 8 - 6 2 1 1	樋口クリニック 秋川 3 - 7 - 5 5 5 9 - 8 1 2 2	井上歯科医院 伊奈 8 9 1 - 7 ショッパーズ増戸2F 5 9 5 - 1 3 2 7
9日(月)	清水耳鼻咽喉科 クリニック 五日市 1 0 3 9 - 1 5 9 6 - 6 3 1 1	近藤医院 油平 3 5 5 5 8 - 0 5 0 6	きくち歯科 クリニック 秋川 4 - 1 2 - 4 私市ビル1F 5 3 2 - 7 3 4 5	15日(日)	櫻井病院 原小宮 6 2 - 7 5 5 8 - 7 0 0 7	さくら野辺 1 0 0 3 クリニック 5 5 9 - 0 1 1 8	寺本歯科医院 小川東 2 - 7 - 11 5 5 9 - 8 4 4 1
22日(日)	まつもと 耳鼻咽喉科 秋留 1 - 1 - 10 あきる野クリニック1F 5 5 0 - 3 3 4 1	鈴木内科 館谷 1 5 6 5 9 6 - 2 3 0 7	内山歯科医院 五日市 1 8 7 5 9 6 - 0 3 2 7	29日(日)	清水外科 二宮 1 0 1 1 5 5 8 - 5 8 5 0	秋山医院 瀬戸岡 4 5 9 5 5 8 - 7 7 3 0	三澤歯科医院 草花 3 3 1 0 5 5 8 - 7 0 1 1

夜間等診療機関案内 消防庁テレホンサービス521-2323 東京都ひまわり03-5272-0303
午前中の診療患者が多いなどの事情により、午後の診療時間が変更になる場合がありますので、事前に確認してください。

教育・子ども相談

教育相談(予約制)
相談日 月曜～金曜日
時間 午前9時～正午、午後1時～5時
相談場所・問合せ
●教育相談所(☎558-6444)
●教育相談所五日市分室(☎596-6460)
●適応指導教室(☎550-6527)
子ども家庭相談(予約制)
相談日 平日午前中
相談場所 各児童館
子ども家庭支援センター総合相談(随時)
相談日 月曜～金曜日
時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分
相談場所・問合せ 子ども家庭支援センター(☎550-3313)

10月の市税の納期

- 市・都民税 第3期
- 国民健康保険税 第4期

障害者自立支援法が全面施行されます

4月から一部施行していた障害者自立支援法が10月1日から全面施行され、福祉サービスのしくみと障がい者の認定手続きが変わります。

これに伴い、障がいをお持ちの方へのサービスは、障がい種別に関わらず、新たな体系になります。また、支給決定までの手続きに審査会を設け、障がいの程度を認定することで、認定の客観性と透明性を確保します。

福祉サービスの新たな体系

表1 福祉サービスの体系

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴、排泄、食事の介護など
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方への自宅での入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動支援など
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときの危険を回避するための必要な支援・外出支援
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方への居宅介護などの包括的サービス
	児童デイサービス	障がい児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などにおける、短期間、夜間も含めた、施設での入浴、排泄、食事の介護など
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話
	生活介護	常に介護を必要とする方への昼間の入浴、排泄、食事の介護および創作的活動または生産活動機会の提供
	障害者支援施設での夜間ケアなど(施設入所支援)	施設に入所する方への夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護など
	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居での入浴、排泄、食事の介護など
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるように、一定期間の身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練
	就労移行支援	一般企業へ就労を希望する方への一定期間の身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練
	就労継続支援(雇用型)・(非雇用型)	一般企業などで就労が困難な人への働く場の提供、知識および能力の向上のための必要な訓練
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居での相談や日常生活上の援助
地域生活支援事業	相談支援	障がい者などからの相談対応、必要な情報提供や権利擁護のための必要な援助
	コミュニケーション支援	聴覚、言語機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方への手話通訳者の派遣など
	日常生活用具の給付または貸与	日常生活を容易にするために必要な用具を給付(貸与)
	移動支援	円滑に外出できるための移動支援
	地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設

納期内納付にご協力ください

口座振替をご利用ください

① 一般廃棄物処理手数料、保育料、市営住宅使用料、りそな銀行、西武信用金庫、青梅信用金庫、多摩信用金庫、JA秋川の本・支店

② 学校給食費：①の金融機関の市内の本・支店

③ その他の料金と税金：納付書に記載されている金融機関の本・支店

手続に必要なもの：預貯金通帳、預貯金通帳の届出印、口座振替依頼書(市内の金融機関には備えてあります)

口座振替日：納期限の日に振り替えます(預貯金残高不足にご注意ください)

口座振替日：日曜日も納付できません。年末年始を除く土曜・日曜日も、収納課、保険年金課の収納窓口は、業務をしていません。市の料金は「納期限前」のものに限りませんが、税金は、納期限後でも納付できます(午前8時30分から正午までと午後1時から5時15分までの間にお越しください)

市の税金を事情があつて納期内に納付できないときは、納税相談も受け付けています。

問合せ 収納課管理係(直通558-1689)へ

● 口座振替でできる市の税金、料金：市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、水道料、下水道料、一般廃棄物処理手数料(し尿処理料など)、保育料、市営住宅使用料、学校給食費

● 口座振替できる金融機関

● 一定以上の所得のある方の自己負担割合が2割から3割になります。

● 1か月の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費(老人保健の場合)は高額医療費)として支給されますが、自己負担限度額が表3のとおりになります。

● 療養病床に入院した場合、一部負担金とは別に、食費と居住費を負担することになります。

* 食費：1食460円(一般的な負担額)

表3 10月1日からの高齢受給者などの自己負担限度額(月額)

一定以上の所得のある方	外来 + 入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
	44,400円	80,100円 医療費が267,000円を超えたときは、超えた分1%を加算 過去12か月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得	8,000円	24,600円
低所得		15,000円

表4 10月1日からの自己負担限度額(月額)

所得者	3回目まで		4回目以降
	3回目まで		
上位所得者	150,000円(医療費が500,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)		83,400円
一般	80,100円(医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)		44,400円
市・都民税非課税世帯	35,400円		24,600円

4回目以降...過去12か月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

表2 月額負担上限額

生活保護世帯の方	0円
市民税非課税世帯で本人(18歳未満の場合は保護者)の収入が80万円以下の方	15,000円
市民税非課税世帯で上記以外の方	24,600円
市民税課税世帯の方	37,200円

● 障害福祉サービス：介護の支援を受ける場合の「介護給付」と訓練などの支援を受ける場合の「訓練等給付」に分けられ、個別に支給決定が行われます。

● 地域生活支援事業：市が

10月1日から国民健康保険と老人保健が変わります



● 国民健康保険高齢受給者証および老人保健法医療受給者証(老)をお持ちの方へ

● 一定以上の所得のある方の自己負担割合が2割から3割になります。

● 1か月の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費(老人保健の場合)は高額医療費)として支給されますが、自己負担限度額が表3のとおりになります。

● 療養病床に入院した場合、一部負担金とは別に、食費と居住費を負担することになります。

* 食費：1食460円(一般的な負担額)

● 国民健康保険に加入している方が10月1日以降に死亡した場合に支給される葬祭費が5万円(従前4万円)になります。

● 国民健康保険に加入している方が10月1日以降に死亡した場合に支給される葬祭費が5万円(従前4万円)になります。

● 老人保健法医療受給者証について：保険年金課老人保健係(内線2428)へ

● 国民健康保険高齢受給者証について：保険年金課国保係(直通558-1664)へ

● 国民健康保険に加入して出産した場合に支給される出産育児一時金が35万円(従前30万円)になります。

● 国民健康保険に加入している方が10月1日以降に死亡した場合に支給される葬祭費が5万円(従前4万円)になります。

ご存知ですか 行政相談



● 国の仕事などについて、「説明に納得できない」「処理が間違っている」などの苦情や要望のある方は、行政相談をご利用ください。

● 行政相談は、毎月第4水曜日に市役所・五日市出張所の市民相談室で隔月に行っています。

● 10月16日から22日は行政相談週間です

● 日時：10月25日(水) 午後1時30分～4時30分

● 場所：市民相談室(市役所1階)

● 受付：直接、市民相談室へ

● 問合せ 秘書広報課広報広聴係(直通558-1269)へ

10月の市民ギャラリー (中央公民館)

絵の展示
 ●期間...10月11日(水)~15日(日)
 ●時間...午前10時~午後4時(11日は正午から、15日は午後2時まで)
 ●主催...美しいあきる野を描く会

市民のひろば

掲載内容についての責任は、負いかねます。掲載希望の方は、問い合わせてください。
 問合せ 秘書広報課広報広聴係
 電話番号 558-1269 (直通)

会員募集

ゆうか歌謡サークル
 日毎週水曜・木曜日13時~15時/場あきる野ルピアほか/活プロが楽しく指導し会員の親睦を図ります初

講演会など

三味線民謡無料講習会
 日10月4日・18日10時~12時/場中央公民館/講師本秀千代歌氏/費無料/問合せ 村田 558・6047

パーキンソン病講演会

申込み方法 10月10日(火) (消印有効)までに、はがきに郵便番号、住所、氏名、電話番号、校内見学の有無、保育の必要などを記入し、送付(FAX可、保育の必要な方は早めに申し込みください)申込み・問合せ 都立あきる野学園養護学校(〒197-0832上代継123-1、FAX558・0074、558・0222)へ

多様な働き方セミナー

非正社員と正社員の条件
 格差は納得できますか!
 期日・内容 10月26日(木)、「働き方の多様化の実態と労働条件」10月27日(金)、「均等処遇に向けての様々な試み」

法テラスが

業務を開始します

日本司法支援センター「法テラス」は、総合法律支援法に基づき設立された法人で、法的トラブルを解決するための情報やサービスを

どこでも受けられるよう、全国に50か所以上の事務所を置き、10月2日(月)から業務を開始します。

法的トラブルを解決するのに「どのような方法があるのかわからない」「どこに相談すればよいかわからない」といったときは、法テラスまで電話してください。

法テラス業務内容
 ●情報提供: 法的トラブルの解決に役立つ情報を無料提供
 ●民事法律扶助: 資力の乏しい方のための無料相談や裁判費用の立替え
 ●司法過疎対策: 弁護士がいらないなど法律サービスを受けることが難しい地域での適切な料金での法律サービスの提供
 ●犯罪被害者支援: 被害者支援に詳しい弁護士や支援団体などに関する情報の無料提供
 ●国選弁護関連業務: 国選弁護人を確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制の整備
 法テラス電話番号(ナビダイヤル) 0570・078374
 法テラスホームページ <http://www.houterasu.or.jp>



日本山岳耐久レースが

開催されます

期日 10月8日(日)・9日(月)
 時間 開会式: 8日 午後0時30分(午後1時スタート) 表彰式: 9日 午前9時(まほろばホール)
 場所 五日市会館(スタート・ゴール)
 内容 奥多摩全山(71.5キロ)のコースを24時間以内に走(歩)破する。
 問合せ 東京都山岳連盟

都立八王子桑志高校(仮称) 学校説明会

日時 10月7日(土) 午後2時~4時
 場所 五日市ファイナラザ
 内容 開校に伴う学校説明会を行います。
 申込み・問合せ 都立八王子桑志高校(仮称)開設準備室(☎042・663・5970)へ

養育懇談会

日時 10月17日(火) 午前10時~正午
 場所 都立あきる野学園養護学校
 内容 テーマ「障害のある子どもの子育て」
 講師 都立あきる野学園小学部・中学部の保護者の方
 対象 発達に支援が必要な幼児の保護者、幼稚園・保育園職員など
 費用 無料
 その他 希望者には、懇談会終了後、校内見学を行います。

玉川上水ウォーキング

参加者募集

期日 11月5日(日)
 集合場所・時間 都立小金井公園・午前9時45分予定
 コース 都立小金井公園玉川上水駅付近(約9キロ)
 途中解散可能
 対象 市内在住の方(小

健康フェスティバル

期日 10月21日(土) 午前10時~午後3時
 場所 東京サマーランド
 内容 アクアビクス教室、スキャンダイビング体験会、骨粗しょう症・体脂肪健診、血圧測定などの健康相談
 費用 無料
 申込み・問合せ (社)東京都総合組合保健施設振興協会事務局(☎03・5608・2311)へ

多摩川 ふれあい点検 (永田地区・羽村編)が

開催されます

多摩川永田地区での自然再生の取り組みについて、市民の皆さんと現地を歩いた後、意見交換を行います。
 日時 10月14日(土) 午後1時~5時(雨天中止)
 場所 福生駅(西口)集合
 定員 30人(申し込み順)
 費用 無料
 締切り 10月10日(火)
 その他 申し込み方法などは問い合わせください。
 問合せ 国土交通省京浜河川事務所(☎045・503・4008、<http://www.kehin.ktr.mlit.go.jp>、電子メール chousa-w@akr.mlit.go.jp)へ

平井川流域河川整備計画 (原案)に対する意見募集

意見募集を行います
 平井川流域河川整備計画(原案)は、都では、河川法に基づき、都の管理する河川について、河川整備計画の策定を進めています。このたび、平井川流域(平井川、氷沢川、鯉川、玉の内川、北大久野川)の計画原案がまとまりましたので、閲覧と意見募集を行います。

17期日 10月3日・10日・17日・24日・31日の火曜日(全5回)
 時間 午前9時～11時
 内容 親子でボールやフープなどの用具を使って、広い場所で自由に遊びませんか。
 対象 幼児とその親
 費用 無料
 持ち物 室内用運動靴
 問合せ 五日市ファインプラザ(☎596・5611)へ



体育室 親子自由開放

インフォメーション



教室・講座・講習会のごあんない

図書館からのお知らせ

10月の休館日(秋川図書館、東部図書館エル、五日市図書館、増戸分室) 2日(月)・9日(月)・16日(月)・23日(月)・30日(月)

秋川図書館(☎558-1108)
 ボランティア(絵本とおはなしの会)によるおはなし会
 日時 10月11日(水) 午後3時～3時30分
 図書館音訳ボランティア養成講座～より良い読みのために
 図書館のハンディキャップサービス「音訳ボランティア」として活動できる方を対象に講習会を実施します。

期日 10月17日(火)、11月14日(火)、12月19日(火)、平成19年1月16日(火)、2月20日(火)、3月13日(火)
 時間 午後1時30分～3時30分
 場所 五日市交流センター
 内容 「より良い読み」および「地域資料の読み」のための技術など
 講師 磯部誠子氏(元ニッポン放送アナウンサー)
 対象 初級講座を終了し、現在、市内で音訳ボランティアとして活動している、全6回出席できる方
 定員 20人(申し込み順)
 申し込み方法 10月1日(日)午前10時から電話か直接申し込む。
 申込み・問合せ 秋川図書館(☎558-1108)へ

東部図書館エル(☎550-5959)
 子ども映画会「おばけうんどうか

い」
 日時 10月4日(水) 午後3時～3時30分
 ボランティア(おはなしタ・ント)によるおはなし会
 日時 10月11日(水) 午後3時～3時30分
 わらべうたのじかん
 日時 10月12日(木) 午前11時～11時30分
 対象 乳幼児とその保護者

五日市図書館(☎595-0236)
 おはなし会
 日時 10月11日(水) 午後2時～2時30分

視覚障害をお持ちの方へ
 図書館では、録音テープの作成、対面朗読などのサービスを行っています。図書館に問い合わせてください。

《図書館ホームページアドレス》
<https://www.library.akiruno.tokyo.jp/index.asp>

《携帯版アドレス》
<https://www.library.akiruno.tokyo.jp/i/home.html> を入力またはバーコードを読み取ってアクセスしてください。



親子芋掘り体験と五日市郷土館探検
 旧市倉家住宅前に植付けられたサツマイモ掘りと、普段は公開していない五日市郷土館の収蔵庫を見学します。
 日時 10月21日(土) 午後1時～4時
 場所 五日市郷土館
 対象 市内に在住する小学校4年生から6年生までの児童とその保護者
 定員 親子ペア16組(32人、抽選)
 持ち物 サツマイモを入れる袋、筆記用具、上履
 費用 無料
 その他 小雨実施(強雨は探検のみ)
 申し込み方法 10月12日(木) 午後5時～(☎596・4069、火曜・水曜日、祝日は休館)へ



初心者のための水泳アドバイス

日時 10月4日(水) 午後3時～5時
 内容 25歳を泳げない初心者・初級者のための水泳アドバイスを行います。
 対象 25歳を目標にする泳げない個人利用者
 費用 施設使用料金を市市民プール(☎550・1711)へ
 問合せ 市民プール(☎550・1711)へ

秋川キララホールコンサート情報

予約・お問合せ ☎559-7500

チケット好評発売中!
 小野リサ Lisa Ono Jambalaya Tour 2006

日時 10月22日(日) 午後5時30分開場、午後6時開演
 料金(全席指定) 一般6,000円、会員5,500円
 演奏予定 Take Me Home CountryRoads/Jambalaya/Crazy/Fascination ほか
 未就学児の入場はできません。

五日市ファインプラザ10月定例事業

問合せ ☎596-5611

事業名	日時	内容	受付	その他
アクアエクササイズ	第1・3・5の月曜日 午後3時～4時	音楽に合わせて水の中で身体を動かします	初めてのの方は、登録手続きが必要です	水着、水泳帽子を持参してください
	第2・4の月曜日 午後3時～4時	水の特性を使って、ストレッチ運動や転倒防止運動などを行います		
プールワンポイントアドバイス	毎週火曜日 午前10時～正午	水慣れの方法から技術的なことまで、水泳や水中運動に関することをアドバイスします		
スポーツ体験教室	8日(日) 午前10時～正午	バスケットボール	当日、直接会場にお越しください	室内用運動靴を持参してください。用具の貸し出しは無料です
	8日(日) 午後1時～3時	バドミントン、卓球		
	8日(日) 午後3時～5時	ミニテニス		
	28日(土) 午後3時～5時	インディアカ		

各事業の費用は無料ですが、体育室、プールの施設使用料金は必要です。

自分の泳ぎを見てみませんか? ビデオでアドバイス 参加者募集!

日時 10月14日(土) 午後2時の部、午後3時の部
 場所 市民プール
 内容 ビデオ撮影後に指導員が泳ぎを見ながらアドバイスします(泳法は、クロール、平泳ぎ、バタフライ、背泳ぎから選択)。

対象 希望の泳法が25歳以上泳げる個人利用者
 定員 各6人(申し込み順)
 費用 施設使用料金を市市民プール(☎550・1711)へ
 申し込み・問合せ 市民プール(☎550・1711)へ

